



緊急事態宣言が発出されました

不要不急の 外出は避けてください

新型コロナウイルスの感染が急激に拡大しています。1月7日、国は1都3県を対象に、1月8日～2月7日を期間とする緊急事態宣言を発出しました。都も、都民の外出自粛要請や飲食店等における営業時間の短縮要請等を内容とする緊急事態措置を発表しました。

区民の皆さまには、不要不急の外出は控え、必要な外出についても短時間とされるようお願いいたします。また、感染対策の基本である、手洗いの徹底、マスクの着用、こまめな換気、3密の回避をお願いいたします。

▶問合せ:危機管理課安全安心係☎5984-1027 FAX 3993-1194



区民の皆さまへ

1都3県を対象に、1月8日から2月7日までを期間とする新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言が発出されました。

年末から年始にかけて感染が爆発的に拡大するなか、区民の皆さん誰もが、どう過ごすべきか、切迫した不安を抱かれています。

練馬区はこれまでも、国や都と連携して、感染拡大の防止と医療提供体制の充実、区民・事業者の支援、社会インフラの維持など様々な分野で、独自のコロナ対策に取り組み、最大限の努力を続けてきました。引き続き、区民の皆さんの命と健康を守り、日々の暮らしを支えるため、ワクチン接種体制の早急な整備をはじめ、全力で取り組んでまいります。

区民の皆さんには、これまでも長期にわたって感染防止にご協力頂いてきましたが、この1か月間が極めて重要です。重ねてご協力をお願いしなければなりません。

不要不急の外出はお控えください。特に、午後8時以降は徹底をするようお願いいたします。

医療機関への通院、生活必需品の買い出し等で、やむを得ず外出する場合は、マスクの着用、手洗いや消毒、「密閉」「密集」「密接」の回避など、感染防止対策の徹底をお願いいたします。

この難局を区民の皆さんと力を合わせて、何としても乗り越えたい。ご理解とご協力を心からお願い申し上げます。

最後に、最前線の様々な現場で、長期間にわたり昼夜を問わず、献身されている全ての皆さんに、心から敬意を表し、深く感謝を申し上げます。

令和3年1月8日

練馬区長 前川耀男

